（交付金）

第二十九条　政府は、予算の範囲内において、第二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第三十条　この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（請求の期限の検討）

第二条　第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）	第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四条　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第三条に規定する一時金に関すること。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会　旧優生保護法一時金認定審査会」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（旧優生保護法一時金認定審査会）

第十三条の二の二　旧優生保護法一時金認定審査会については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十八条第一項中「から第八十二号まで」を「、第八十号、第八十一号、第八十二号」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二の次に次の二条を加える。

（一時金の支払の業務）

第五条の三　機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一　国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金の支払を行うこと。

二　国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払を行うこと。

三　国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3　第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（旧優生保護法一時金支払基金）

第五条の四　機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の一部改正）

第六条　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項のうち厚生労働省設置法第十三条の二の次に一条を加える改正規定中「第十三条の二の次」を「第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次」に改める。

総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政　令

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条の規定により、毎年度、都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十九号から第百七十八号まで」を「第五十号から第百七十九号まで」に改め、第百七十八号を第百七十九号とし、第四十九号から第百七十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第二十九条の規定による交付金